

東洋史研究

第七十六卷 第三號 平成二十九年十二月發行

前漢諸侯王墓よりみた王國支配の實態

—— 滿城漢墓と中山靖王劉勝 ——

楯 身 智 志

はじめに

- 一、前漢諸侯王墓の諸特徴
 - 二、豎穴墓と横穴墓
 - 三、滿城漢墓の概要とその特異性
 - 四、北莊漢墓の造營過程 —— 後漢中山王國と竇氏一族 ——
 - 五、中山靖王劉勝と竇氏一族
 - 六、横穴崖洞墓の構造からみた滿城漢墓と保安山漢墓の關係
 - 七、諸侯王墓造營をめぐる諸問題
- おわりに

はじめに

周知の通り、前漢の皇帝は關中六郡（上郡・北地・隴西・蜀・巴・漢中）とその東側に接する諸郡を直轄統治する一方、複数の諸侯王を封建して關東（燕・趙・齊・梁・楚・長沙など）の統治を委ねた。こうした體制を「郡國制」と呼ぶ。前漢成立當初、關東の諸侯王國はほぼ獨立王國の様相を呈し、景帝期の吳楚七國の亂では複数の諸侯王が合従して漢に對峙した。ところが吳楚七國鎮壓後、王國官制改革を契機として諸侯王は王國における行政權を喪失し、「郡國制」は「實質的郡縣制」へ轉換した。以降、諸侯王は有名無實化し、諸侯王國は通常の郡縣と同様、中央から派遣された王國相によって統治されることとなる。^①

しかし、王國官制改革によって諸侯王が有名無實化したのであれば、なにゆえ彼らはその後も封建され続けたのか。この疑問に對する回答を得るべく、筆者はこれまでに皇帝と諸侯王の政治的關係について複数の視點から再檢討を加えてきた。その結果、皇帝が諸侯王に一定の配慮を加え続けねばならなかったこと、その背景に帝室の後繼者問題が絡んでいたことを指摘した。^②ただし、それらはいずれも中央朝廷で展開される政治史に諸侯王が絡むケースを探ったに過ぎず、諸侯王が自らの封地において在地勢力とどのような關係を築き、またそのことが彼らの政治的立場にいかなる影響を與えていたのか、これらの點についてはほとんど言及できなかった。先述の通り、王國官制改革以降の諸侯王は在地の吏民に對する行政權をほぼ喪失したが、彼らと在地勢力との關係が完全に斷たれてしまったのかと言えば、その點については別途検討が必要であろう。^③

とは言え、諸侯王が自らの封地でどのように振る舞っていたのか、その内實を窺い得る史料は非常に限られている。一應、『史記』・『漢書』中の各諸侯王の列傳には王國內で起こったエピソードが載せられているが、それらは多くの場合、王國の存續に關わるような大事件で、なおかつ中央政府が關與したもののみである。文獻史料から諸侯王國內部の實態を

探るには、どうしても限界があると言わざるを得ない。

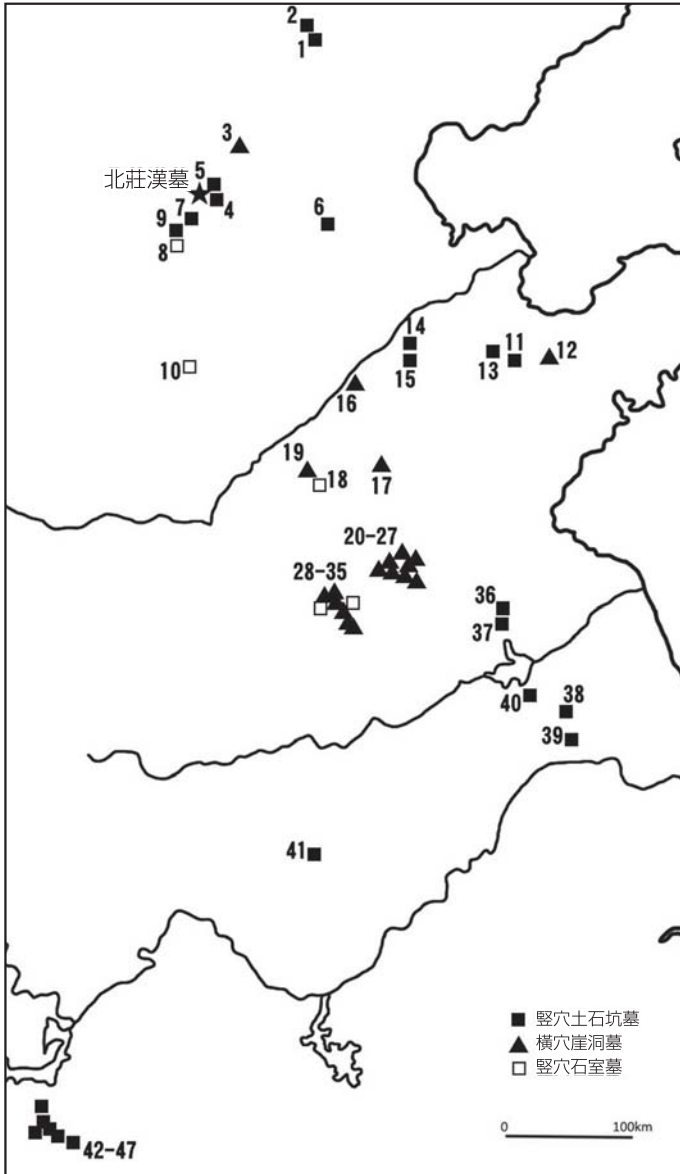
そこで、この點を探るための資料として注目したいのが諸侯王墓である。近年、中國各地で前漢の諸侯王墓とされる墓葬が陸續と發見されており、その數は四十箇所以上にのぼる〔表一〕・〔圖一〕⁽⁴⁾。そこからは竹簡・木簡や印章・封泥、銅器銘文などの出土文字資料も發見され、多くの先行研究があるが、一方で墓葬の構造や立地、地域分布に關する分析も盛んになされている⁽⁵⁾。それらを参照することで、諸侯王墓から當時の王國內部の實態を探ることもできると期待される。

本稿では、上記のような問題意識の下、前漢の諸侯王墓に關する基礎的な情報を整理した上で、中山靖王劉勝の墓葬とされる河北の滿城漢墓を例にとり、諸侯王墓を基に王國內部の實態を探るためのケース・スタディを試みたい。

一、前漢諸侯王墓の諸特徴

諸侯王墓とはいかなる墓葬のことを言うのであろうか。ある墓葬が發見され、そこに埋葬された人物の身元を特定しようとするとき、まず参照されなければならないのが墓中から發見された文字資料である。ただし現時點で知られる諸侯王墓のうち、墓主の身元を完全に特定し得る文字資料が發見されている例は、一九七二年に江蘇省徐州市西北で發見された龜山漢墓のみである。最奥に位置する主室西側の側室から「劉注」と刻まれた龜鈕の銀印が出土しており、墓主は六代目の楚王・襄王劉注（位武帝元朔元年（元狩六年）であることが知られる。⁽⁶⁾）⁽⁶⁾。しかし、これほど明確に墓主の身元を示す副葬品が見つかつている例は他になく、大多數は王國名や紀年の記された器物、五銖錢の有無などを手がかりに、墓主を判定しているのが實情である。

すると、文字資料が發見されていない墓葬に關しては、何を根據に諸侯王墓と判定されているのかということが問題になるが、諸侯王墓がどのような特徴を備えた墓葬であったのか、この點を示す史料は皆無に近い。そこで先行研究の多くは、次の『漢書』卷六八霍光傳を参考に、諸侯王墓特有の要素を導き出している。



*劉尊志著書 36 頁所載圖 2-3 を参考に作成

*アラビア數字は【表一】と對應

【圖一】 前漢諸侯王墓の分布

【表一】 前漢諸侯王墓一覽

*劉瑞・劉濤著書上編第二章、劉尊志著書第二章第一節、註(9)所掲村元著書表一(144~146頁)を基に、本稿に必要な情報のみを抽出して作成した。

*情報が不明な部分は空欄にしてある。玉衣・題湊欄は兩葬具の出土の有無を示すが、黃腸題湊の特定に論争のある事例は△とした。

地圖	名稱	場所	編號	盜掘	形態	玉衣	題湊	王國
1	大葆臺漢墓	北京市	M1	有	土石	○	○	燕/廣陽
			M2	有	土石	○	○	
2	老山漢墓	北京市			土石	×	○	燕
3	滿城漢墓	河北省保定市	M1		崖洞	○	×	中山
			M2		崖洞	○	×	
4	定縣漢墓	河北省定州市	M40	有	土石	○	○	中山
5	三盤山漢墓	河北省定州市	M121		土石			中山
			M122		土石			
6	獻縣漢墓	河北省沧州市	M36	有	土石	×	△	河間
					土石			
7	小沿村漢墓	河北省石家莊市			土石	×	△	趙
8	北新城漢墓	河北省鹿泉市	M1	有	石室		×	常山
			M2	有	土石	○		
9	高莊漢墓	河北省鹿泉市	M1		土石	×	△	常山
10	車騎關漢墓	河北省邯鄲市	M1		石室		△	趙
			M3					
11	大武漢墓	山東省淄博市			土石			齊
12	東園漢墓	山東省濰坊市	M1	有	崖洞	×	×	菑川
13	香山漢墓	山東省青州市			土石			菑川
14	危山漢墓	山東省章丘市			土石			濟南
15	洛莊漢墓	山東省章丘市			土石			呂
16	雙乳山漢墓	山東省濟南市	M1		崖洞	○	×	濟北
			M2		崖洞		×	
17	九龍山漢墓	山東省曲阜市	M2		崖洞	×	×	魯
			M3		崖洞	○	×	
			M4		崖洞	×	×	
			M5		崖洞	×	×	
18	紅土山漢墓	山東省荷澤市		有	石室	×	×	山陽/昌邑
19	金山廢冢	山東省荷澤市			崖洞			昌邑
20	北洞山漢墓	江蘇省徐州市		有	崖洞	○	×	楚
21	獅子山漢墓	江蘇省徐州市		有	崖洞	○	×	楚
22	馱籃山漢墓	江蘇省徐州市	M1	有	崖洞	×	×	楚
			M2	有	崖洞	×	×	
23	龜山漢墓	江蘇省徐州市	M1	有	崖洞	×	×	楚
			M2	有	崖洞	×	×	

24	東洞山漢墓	江蘇省徐州市	M1	有	崖洞	○	×	楚
			M2	有	崖洞	×	×	
			M3	有	崖洞	×	×	
25	南洞山漢墓	江蘇省徐州市	M1	有	崖洞		×	楚
			M2	有	崖洞		×	
26	卧牛山漢墓	江蘇省徐州市			崖洞	×	×	楚
27	楚王山漢墓	江蘇省徐州市			崖洞	×	×	楚
28	保安山漢墓	河南省永城市	M1	有	崖洞	×	×	梁
			M2	有	崖洞	○	×	
			M3		土石	○		
29	柿園漢墓	河南省永城市			崖洞	○	×	梁
30	僖山漢墓	河南省永城市	M1	有	石室	○	×	梁
			M2	有	石室	○	×	
31	窯山漢墓	河南省永城市	M1	有	石室	○	×	梁
			M2	有	石室	○	×	
32	夫子山漢墓	河南省永城市	M1		崖洞	○		梁
			M2	有	崖洞		×	
33	鐵角山漢墓	河南省永城市	M1	有	崖洞		×	梁
			M2		崖洞			
34	南山漢墓	河南省永城市	M1		崖洞		×	梁
			M2		崖洞			
35	黃土山漢墓	河南省永城市	M1	有	崖洞	○	×	梁
M2	有	崖洞	○	×				
36	陳墩漢墓	江蘇省宿遷市	M1		土石			泗水
37	大青墩漢墓	江蘇省宿遷市		有	土石			泗水
38	天山漢墓	江蘇省高郵市	M1		土石	○	○	廣陵
39	寶女墩漢墓	江蘇省揚州市	M104		土石			廣陵
			M105	有	土石			
40	大雲山漢墓	江蘇省淮安市	M1		土石	○	○	江都
			M2		土石	○		
41	雙墩漢墓	安徽省六安市	M1	有	土石		○	六安
42	陡壁山漢墓	湖南省長沙市		有	土石	×	×	長沙
43	象鼻嘴漢墓	湖南省長沙市			土石	×	○	長沙
44	咸嘉湖漢墓	湖南省長沙市			土石		○	長沙
45	望城坡漢墓	湖南省長沙市			土石	×	○	長沙
46	風篷嶺漢墓	湖南省長沙市			土石	○	○	長沙
47	長沙漢墓	湖南省長沙市	M401	有	土石			長沙

(霍) 光薨するに、上及び皇太后親ら光の喪に臨む。太中大夫任宣侍御史五人と節を持して喪事を護る。中二千石莫府の冢上に治す。金錢・繪絮・繡被百領、衣五十篋、①璧珠璣玉衣、②梓宮・③便房・④黃腸題湊各々一具、⑤椁木外臧椁十五具、東園の溫明を賜う。皆な乘輿制度の如し。

宣帝地節二年(前六八)に功臣・霍光が薨去すると、宣帝は特別に①〜⑤の葬具を下賜したとある。當時の霍光は博陸侯王(ないし皇帝)の墓葬に用いられるものであったはずである。以下、主に劉瑞・劉濤氏の所説を参考に、①〜⑤の各種葬具が實際の墓葬にどのようなかたちで見られるのか、整理してみたい。

① 璧珠璣玉衣

玉製の札を金糸(ないし銀糸・銅糸)で縫い合わせた死装束のこと。『續漢書』禮儀志下に、

諸侯王・列侯・始封貴人・公主 薨すれば、皆な印璽・玉押銀縷を贈る。

とあることから、諸侯王・列侯などに賜與された葬具であったことが知られる。事實、諸侯王墓からは多くの出土例があり、また玉衣が発見されておらずとも、盗掘によって失われている可能性の高いケースが大多数を占める。もともと玉衣が副葬されていないことが明白な事例も見られるが、その場合は墓主たる諸侯王が反亂や謀反などの重大な罪を犯している可能性が高い。⁹⁾ 玉衣の有無は諸侯王墓を特定する上で重要な指標と言えそうである。

② 梓宮

文字通りに解すれば「梓」(和名…キササゲ。學名: *Catalpa ovata*)製の棺椁を意味するが、¹⁰⁾『漢書』卷九七外戚傳下に王莽の奏言として、

共王母及び丁姫の棺皆な梓宮と名づけ、珠玉の衣は藩妾の服に非ず。請うらくは更めて木棺を以て代え、珠玉の衣を去り、丁姫を媵妾の次に葬らんことを。

とある。哀帝の祖母（共王母）・生母（丁姫）はいずれも諸侯王の姫妾に過ぎないが、兩人の遺體は玉衣をまとい、棺槨は「梓宮」と呼ばれていたため、王葬が玉衣を除去して「木棺」に改葬するよう提言している。「皆な梓宮と名づけ」という言い回しからすると、棺槨の素材や形状に關係なく、共王母と丁姫の棺槨を「梓宮」と呼ぶことじたいを問題視していることである。事實、諸侯王墓から見つかっている棺槨も、素材は「梓」・「杉」^①（和名：コウヨウザン、學名：Cunninghamia lanceolata）・「樟」^②（和名：クスノキ、學名：Cinnamomum camphora）などさまざまで、形状も一重棺・三重棺・五重棺、一椀一棺・一椀二棺・二椀二棺・二椀三棺など多種多様である。以上によれば、「梓宮」とはあくまで棺槨に對する呼稱に過ぎず、諸侯王の棺槨に共通する規格のようなものは存在しなかつたと思われる。棺槨の素材や形状は、諸侯王墓を特定する上であまり重要な指標にはなり得ないようである。

③ 便房

實際の墓葬の中でどの部分を指すのかという点については諸説ある。『漢書』卷七〇陳湯傳には、成帝の陵墓（＝昌陵）造營に反對する群臣の言として、

昌陵卑きに因りて高きを爲し、土を積みて山と爲す。度るに便房猶お平地の上に在れば、客土の中にて幽冥の靈を保たず、外に淺くして固からざらん。卒徒工庸鉅萬を以て數え、脂火を難して夜作するに至り、土を東山より取るも、且に穀と賈を同じうせんとす。

とあり、低地に位置する昌陵では「便房」を地表の上に造ることになってしまうので、「幽冥の靈」が外に出てきてしまう、と述べている。これによると、「便房」とは「幽冥の靈」、すなわち死者の靈魂が安置された場所を指すことになる。

諸侯王墓のうち特に堅穴墓には、棺槨の安置された空間をコの字状の木壁がめぐっている例があるが、「便房」とはそのような棺槨設置場所（棺房）を指すのかもしれない。しかし他にも、前室を指すとする説や、副葬品を配置する場所とする説もあって定見はなく、ゆえに諸侯王墓を特定する指標とはなり得ない。

④ 黄腸題湊

棺槨の周囲をめぐる木製の隔壁のこと。「黄腸」とは「柏木」（和名：シダレイトスギ、学名：Cupressus funebris）が積み重ねられている状態を指し、「題湊」とはそれらの木材が小口を内側に向けて整然と並べられている様子を意味する。¹⁵ 実際の諸侯王墓からは十例ほど発見されており、まさに諸侯王墓特有の葬具と言えるが、黄腸題湊が出た墓葬はいずれも堅穴墓（特に土石坑墓）であり、横穴墓からは一例たりとも発見されていない。そもそも、黄腸題湊とは封土の圧力から棺槨を保護するための葬具であるから、墓穴を埋め戻す必要のない横穴墓や、主室の周囲がすでに石板で舗装されている石室墓には必要な代物である。あくまで堅穴墓に特有の葬具であって、あらゆる諸侯王墓を特定するための判断材料になり得ない点には、注意が必要である。

⑤ 椀木外臧椁

墓内の副葬品配置場所を指すとする説から、墓外に設けられた陪葬墓や陪葬坑などの附属施設の總稱とする説まで、その意味について實に多くの説がある。¹⁷ 霍光傳では①④を「各々一具」とするのに対し、この「椀木外臧椁」のみ「十五具」とされており、一つの墓葬に複数設けられた葬具の總稱らしいことは窺えるが、それ以上のことは不詳とせざるを得ない。

以上、諸侯王墓特有の要素と見られる①～⑤について整理した。その結果、②・③は諸侯王墓特有のものとは認められず、⑤は語義じたいが不明瞭であるが、①玉衣と④黄腸題湊に關しては確かに諸侯王墓を判定する際の重要な指標になりそうである。

ただし先述のように、④黄腸題湊は堅穴の諸侯王墓にしか見られない葬具である。假に諸侯王墓特有の葬具セットのよなものがあつたとしても、實際に見えられた諸侯王墓には堅穴墓と横穴墓という決定的な形態上の違いがあり、しかもそれが葬具の内容にまで影響を與えていたことになる。しかし、同じ諸侯王という地位にある者の墓葬が、それぞれまったく異なる特徴を持っていたとすれば、それらを「諸侯王墓」とカテゴライズする意味すら搖らぎかねない。このことをどのように考えるべきであろうか。そこで次に、諸侯王墓の形態上の差異、とりわけ堅穴墓と横穴墓の違いに目を向けてみたい。

二、堅穴墓と横穴墓

前漢の諸侯王墓は堅穴墓と横穴墓に大きく二分されるが、堅穴墓はさらに土石坑墓と石室墓に分かれる。まずはそれぞれの構造上の差異について整理したい。¹⁸⁾

堅穴土石坑墓は、地表に堅穴を掘り、そこに一條ないし二條の墓道を設け、その墓道から棺椁や副葬品を埋葬する形式の墓葬で、埋葬完了後は堅穴を埋め戻し、表面に墳土が盛られる。棺椁の周囲は黄腸題湊などの諸施設によって保護され、副葬品は棺椁の内部や、黄腸題湊と棺椁の間にできた空間に配置される。先秦以來の最も傳統的な墓葬と目され、時に黄腸題湊墓とも呼稱される。

この堅穴土石坑墓の發展型とも言うべき墓葬が石室墓である。地表に堅穴を掘った後、その堅穴の周囲を石版で舗装し、内部に棺椁や副葬品を安置する。黄腸題湊は必要とされない。前漢後期の墓葬に多い形態である。

他方、横穴墓は崖洞墓と呼ばれる。山の中腹に横穴を掘り、最奥の主室に棺槨を安置するが、他にも多数の耳室や側室を設け、副葬品を配置する。文献中では、文帝が自らの陵墓造營に際して「山川其の故に因り、改むる所有る母れ」と命じており、これについて應劭が「山に因りて藏と爲す」¹⁹ 墓葬と附注しているが、この文言が横穴崖洞墓を言い表したものと解されている。²⁰

以上が諸侯王墓の三類型であるが、先行研究では竖穴墓が先秦以来の傳統的な墓葬であるのに對し、横穴墓は漢代になつて登場した比較的新しい墓葬とされている。すなわち、樋口隆康・羅二虎兩氏は、横穴墓が死者の生前の生活を墓中に再現する思想とともに漢代になつて出現したとする。²¹ また黄曉芬氏は、先秦期においては死者を地中に密閉して埋葬する椁墓が主流であつたが、戰國時代の楚墓から棺槨に孔や扉を設け、死者の靈魂が墓中を自由に移動できるようにした墓葬、すなわち室墓の先驅とも言うべき墓葬が登場するという。そしてその背景にあるのは、棺槨を安置した主室の外側に玄門と前室を設け、そこで祭祀を執り行うという祖先祭祀の發展であり、こうした傾向が漢代を通じて儒教イデオロギーの普及とともに強化・發展していったとしている。²² 他方、孟強・劉照建・周學鷹諸氏は、江蘇省徐州市周邊で發見された楚王墓群の編年を試みる中で、楚王山漢墓や獅子山漢墓に竖穴墓の殘滓が認められることを指摘している。²³ いずれも、横穴崖洞墓を竖穴墓より新しい墓葬と見る點で共通しているが、両者が明確な繼承關係にあること、つまりは横穴墓が竖穴墓の發展形態として登場したと解されている點にも注目される。

ただし、竖穴墓と横穴墓の分布地域に明確な偏りが見られることも事實である。【圖一】によると、横穴墓は楚・梁を中心とする淮北地域とその周邊にて集中的に發見されているが、それ以外の地域の諸侯王墓はおおよそ竖穴墓として造營されている。横穴墓が竖穴墓の發展形として登場したとしても、横穴墓の造營には地理的な制約があつたことを示している。事實、周學鷹氏は、淮北地域は地下水位が高いために竖穴墓を造營しにくく、それゆえに當該地で横穴墓が發展した可能性を指摘している。²⁴ 各地の諸侯王墓がどのような形態の墓葬として造營されるのかは、時代の早晚のみならず、造

營地の地理や習俗など、複数の要因により決定されていたと目される。

すると、諸侯王墓の形態はそこに埋葬された諸侯王の政治的立場、引いては王國じたいの位置づけを多少なりとも反映している可能性が出てくる。劉瑞・劉濤氏によると、大多數の諸侯王墓は墓主たる諸侯王が生前に造營した、いわゆる壽陵として造營された可能性が高いという⁽²⁵⁾。もしそうであるならば、諸侯王は即位後間もなく自らの陵墓を造營するにあたり、どの場所に、いかなる形態の墓葬を、どれほどの規模で造營するのか、これらを決断しなければならなかったことになる。無論、諸侯王の一存だけでそれらを決定し得たのか否かも問題となるが、現在発見されている各地の諸侯王墓が多様な形態を採っていることに鑑みれば、そこには「諸侯王墓」としての統一性より、各王國独自の地域性が色濃く反映されている可能性が高い。その地域性の部分を掘り下げて検討していくことで、各墓葬に埋葬された諸侯王の政治的立場、とりわけ王國内部における彼らの活動の實態を多少なりとも浮かび上がらせることができるのではないか。

以下では、これまで述べてきた基礎的事項をもとに、中山靖王劉勝(位・景帝三年〜武帝元鼎四年)の墓葬と考えられている満城漢墓を取り上げ、そこから劉勝の政治的立場に關するケース・スタディを試みてみたい。

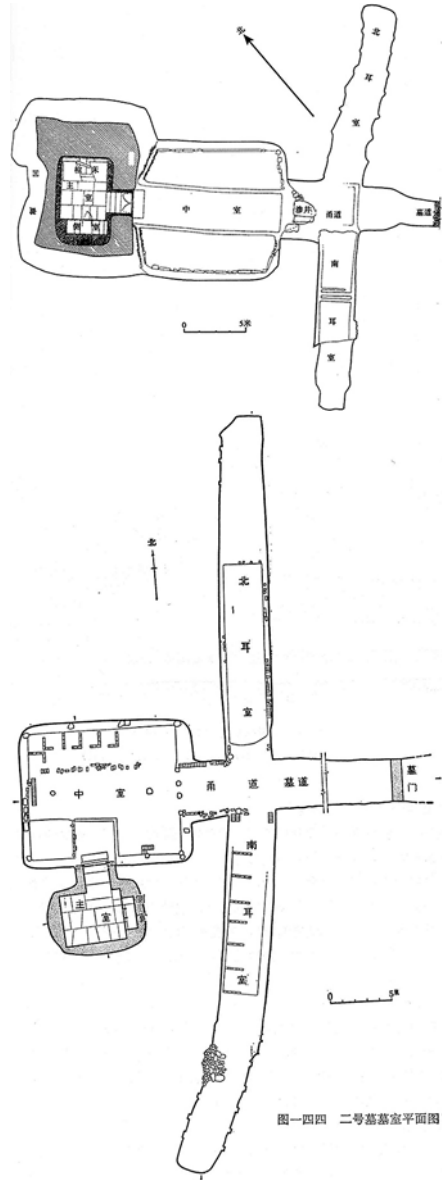
三、満城漢墓の概要とその特異性

満城漢墓は、一九六八年五月に河北省満城縣(現保定市満城區)西郊の陵山山頂附近で発見された大型横穴崖洞墓である。ほぼ同規模の墓葬が南北に聯なつて二基発見され、南側がM1、北側がM2と編號された。兩墓は約一〇〇メートル離れている。M1の内部は、墓道・甬道・中室・主室が南東から北西へ一直線に並び、その全長は約二五メートル。甬道には北東から南西へ全長約三〇メートルの北耳室・南耳室が設けられ、最奥の主室の周圍には回廊が掘られている。M2も墓道・甬道・中室が東から西へ一直線に並び、全長は約二五メートル、甬道に全長約四〇メートルの北耳室・南耳室が掘られるというほぼ同様の構造を採るが、主室は最奥の中室の南側に設けられ、M1に見られるような回廊は存在しない。

墓内の總容積はM1が約二七〇〇立方メートル、M2が約三〇〇〇立方メートルである(圖二)。
 M1・M2ともに未盜掘の状態で見られたため、内部からは保存状態のよい副葬品が大量に出土した。中でも目を引くのが主室で発見された金縷玉衣であり、M1からは男性用、M2からは女性用の玉衣が完全に復原可能な状態で見つかっている。他にも土器・漆器・銅器・鐵器などが兩墓合わせて二千點以上出土したが、うち銅器には「中山」の銘文が多く見える。例えば、M1中室で発見された「中山内府鍾」(T:14808)は高さ四五・三センチの酒壺であるが、その中腹には、

中山内府鍾一。容十斗重□。卅六年、工充國造。

とあり、「中山」という字句の他に「卅六年」という紀年が見える。⁽²⁷⁾同様の紀年は同じくM1中室で発見された「中山内



图一四四 二号墓墓室平面图

*上：M1 (報告書 11~12 頁)

下：M2 (報告書 217 頁)

【圖二】 滿城漢墓の内部構造

府鋤」(U:4326、高さ二六センチ)の頸部にも、

中山内府銅鋤一。容四斗、重十五斤八兩。第一。卅四年、中郎柳市雒陽。

と見える。⁽²⁸⁾「中山」が王國名を指すとすれば、「卅六年」・「卅四年」という紀年は墓主たる中山王の在位年数と考えられるが、前漢の歴代中山王のうち、三十年以上在位したのは初代の靖王劉勝しかいない。したがって、M1の墓主は劉勝ということになる。⁽²⁹⁾すると、M2の墓主は劉勝の王后の墓と推測され、そのことはM2出土の玉衣が女性用であることから傍證される。また、M2の主室からは両面に「寶棺」・「寶君須」と刻まれた方形の銅印 (Q:468) が発見されており、彼女の姓名が知られる。⁽³⁰⁾

以上が滿城漢墓のごく大まかな概要である。一九六八年當時、前漢の大型墓が現在ほど多くは発見されていなかったこともあり、滿城漢墓の発見は國內外のメディアに大きく取り上げられた。⁽³¹⁾現在でも、前漢諸侯王墓の壯麗さを示す好例として取沙汰されることが多い。しかし以降、他の地域で諸侯王墓が陸續と発見される中、この滿城漢墓が諸侯王墓の中でも特異な性格を持つ墓葬であることが明らかとなってきた。以下、滿城漢墓の特に立地上の特異性について指摘しておきたい。

まず注目すべきは、この滿城漢墓が河北で発見された大型墓のうち、唯一の横穴崖洞墓であるという点である。先述のように、前漢の諸侯王墓は堅穴墓と横穴墓に大きく二分されるが、兩者の分布地域には明らかな偏りが見られた。とりわけ横穴墓は、淮北地域の楚・梁にて集中的に発見されているが、唯一の例外がこの滿城漢墓である。このことはつとに劉瑞・劉濤氏や村元健一氏が言及している他、⁽³²⁾劉尊志氏はその要因について諸侯王國間の交流を示すものと推測している。⁽³³⁾また、漢代の造墓技術とその地域的特徴について検討した上野祥史氏は、漢墓全體の分布傾向を踏まえ、さらに具體的な説を提示している。⁽³⁴⁾すなわち上野氏は、漢代の造墓技術を埋葬主體部成形技術(墓葬の地質)と埋葬主體部構築技術(墓葬内部施設の素材)に大きく二分した上で、前者を土質成形系・岩質成形系、後者を木築系・石築系・空心磚築系・磚築

系に分類し、各カテゴリーに當てはまる墓葬の地域分布を大型墓・中小型墓ごとに圖示している。そしてそれらを基に、造墓技術を共有する八つの地域圏を抽出し、それぞれの關係性について検討している。上野氏の分類によれば、横穴崖洞墓は岩質成形系に該當し、その主たる分布地域（C地域）は淮北地域（前漢代の楚・梁）に相當する。ここでは木築系・磚築系の墓葬が少なく、石築系が主であるという。對して滿城漢墓の位置する河北は上野氏の言うEa地域に相當するが、木築系の墓葬が主とされる。さらに上野氏は、大型墓の造營技術の特徴について觸れる中で、C地域に多く見られる岩質成形系の大型墓（横穴崖洞墓）は、その被葬者たる諸侯王が地域に内在的な存在であつたことを示す、換言すれば當地の諸侯王が在地で流行していた造墓技術をそのまま用いて自らの陵墓を造營したと推測する。對して滿城漢墓は、Ea地域に多く見られる土質木築系の造墓技術をあえて用いず、C地域から持ち込まれた外來の技術を用いて造營された可能性を指摘している。滿城漢墓が諸侯王墓を始めとする大型墓のみならず、中小墓を含む前漢墓全體の分布傾向から見ても、異質な存在であることが了解されよう。

實際、河北で發見されている諸侯王墓は、滿城漢墓を除いていずれも豎穴墓である。中でも、一九六五年に河北省定縣（現定州市）で發見された三盤山漢墓は、「中山」封泥や「中山内府」銅鍾、「劉驕君」・「劉展世」銅印、美麗な裝飾の施された車蓋などが副葬されているが、豎穴墓である。一九七五年五月に同じく定縣で發見された定縣漢墓も、黃腸題湊と金鏤玉衣を伴う豎穴の諸侯王墓である。兩墓はいずれも中山王墓と見られ、墓主は三盤山漢墓が二代哀王劉昌（位：武帝元鼎五年（六年）ないしは三代康王劉昆侈（位：武帝元封元年（征和三年）、定縣漢墓が六代懷王劉修（位：宣帝地節元年（五鳳三年））とされている。いずれも靖王劉勝の子孫にあたるが、そうなると歴代中山王墓は、初代劉勝の陵墓こそ横穴崖洞墓を採用したが、二代以降の王の陵墓は豎穴墓として造營されたことになる。同じ中山王墓の中にあつて、なにゆえ滿城漢墓だけが横穴崖洞墓として造營されたのか。上野氏の言う「外來の技術」も含め、問題視する必要がある。

また、上記三基の中山王墓の立地についても不可解な點がある。三盤山漢墓と定縣漢墓の所在する河北省定州市は前漢

代の盧奴縣であり、中山王國の國都にあたる。その盧奴縣は、中山王國中部を北西から南東へ横斷する澧水中流域に位置するが、次の『水經注』卷一一澧水條からは、盧奴縣周邊に前漢中山王墓の點在する様子が見て取れる。

澧水又た東して京丘の北を逕、世に之を京陵と謂う。南は漢の中山頃王陵に對す。澧水北のかた君子岸に對し、岸上に哀王の子憲王の陵有り。…(中略)…澧水又た東して白土の北を逕、南は即ち靖王の子康王の陵。三墳竝列する者は是れなり。…(中略)…澧水、又た東して漢の哀王陵の北を逕り、冢に二墳有り。故に世に之を兩女陵と謂うは、非なり。哀王は是れ靖王の孫康王の子なり。

見られるように、二代哀王劉昌・三代康王劉昆修・四代頃王劉輔・五代憲王劉福の陵墓が澧水の河道を跡づけるランドマークとして列擧されている。³⁷⁾しかし、そこに初代靖王劉勝墓に關する記述は見られない。そもそも、滿城漢墓は人民解放軍によつて工事の途中に偶然發見されたのであり、それまでは劉勝墓が漢盧奴縣から北へ約五〇キロメートルも離れた滿城縣陵山で發見されるなどは、誰一人として考えていなかったと推測される。³⁸⁾

もつとも、國都からの距離という側面だけに着目すれば、河南省永城市芒碭群山で發見された梁王墓群にも同様の特徴が認められる。現在、前漢梁王墓と見られる墓葬は、初代孝王劉武のものとしてされる保安山漢墓を始めとして八箇所發見されているが、いずれも河南省永城市北部の芒碭群山に位置する。當地は梁王國の國都・睢陽縣(現河南省商丘市)から東に約八〇キロメートルも離れている。これは、楚王墓群が國都・彭城縣(現江蘇省徐州市)の一〇キロメートル圏内に集中し、長沙王墓群がやはり國都・臨湘縣(現湖南省長沙市)周邊に分布している状況とは、明らかに異なる。ただし梁王墓群の場合、すべての墓葬が芒碭群山に集中しており、國都たる睢陽縣周邊からは王墓が一切發見されていない。つまり、芒碭群山は梁王家のいわば王陵區であつたと推測される。對して中山王墓の場合、國都・盧奴縣周邊に王墓が集中している一方、劉勝だけがそこから遠く離れた北平縣(現保定市滿城區)西郊の陵山に葬られている。各諸侯王國の王墓の分布傾向から見ても、滿城漢墓の立地は極めて特殊であると言わざるを得ない。³⁹⁾

では以上の諸點より、滿城漢墓の造營過程や中山靖王劉勝の立場について、いかなることが指摘できるであろうか。この點、管見の限りでは發掘報告書や關聯論文に直接的な手がかりが一切示されていないが、滿城漢墓が「外來の技術」を用いて造營された可能性があるとすると上野氏の指摘は重要である。そこで、まずは「外來の技術」を用いて造營された可能性のある他の墓葬に目を向けることで、さらなる手がかりを得たい。

四、北莊漢墓の造營過程 —— 後漢中山王國と竇氏一族 ——

北莊漢墓は、一九五九年三月に河南省定縣（現定州市）の北一・五キロメートルの北莊で發見された大型磚室墓である。墓内は、南から北へ墓道・甬道・前室・主室が並び、墓道の東側に耳室が附設されている他、主室の周圍を回廊がめぐっている。主室の規模は、南北二六・七五メートル、東西二〇メートル、深さは三・九メートルである。各施設の基礎は磚（素焼きレンガ）で構築されているが、その外側は石塊で覆われている。盜掘された痕跡が認められるものの、内部からは土器・銅器・鐵器・玉石器・骨器など四〇一點の副葬品が發見された。そこには五千を越える玉衣片も含まれ、その數片からは「中山」・「承詔名^{〔承〕}」などの墨書が確認されている。また、銅製の弩の部品からは「建武卅二年」の紀年も認められ、本墓葬が後漢時代の中山王墓であることが窺える。^{〔40〕}

北莊漢墓の墓主は後漢の中山簡王劉焉（位：光武帝建武十七年～和帝永元二年）とされているが、この劉焉の陵墓造營については『後漢書』卷四二光武十王列傳・中山簡王列傳に以下のような記述がある。

〔劉焉〕立ちて五十二年、（和帝）永元二年薨す。中興自り和帝の時に至るまで、皇子の始めて封ぜられて薨する者には、皆な賻錢三千萬・布三萬匹。嗣王薨すれば、賻錢千萬・布萬匹。是の時、竇太后臨朝し、竇憲兄弟、權を擅にす。太后及び憲等、東海の出なり。故に焉に睦みて禮を重くし、賻錢に一億を加え、濟南・東海二王に詔して皆な會せしむ。大いに爲に冢塋を修め、神道を開き、吏人の冢墓を平夷すること千を以て數え、作する者は萬餘人。常山・鉅

鹿・涿郡の柏黃腸の雜木を發するも、三郡備うる能わず。復た餘の州郡に調し、工徒及び送致する者數千人。凡そ徵發六州十八郡を搖動し、制度餘國及ぶこと莫し。

劉焉は光武帝と郭皇后の間に生まれ、建武三十年（後五四）に中山王に封じられた。和帝永元二年（後九〇）に薨去すると、當時、臨朝稱制していた竇太后と竇憲・竇篤は「東海の出」であることを理由に、一億もの賻錢を追加しただけでなく、周邊の「六州十八郡」から一萬人以上の人員や木材を徵集して、劉焉の陵墓を造營したという。「東海の出」とは、竇氏兄妹が東海恭王劉彊の娘・泚陽公主の子であることを意味するが、劉彊は劉焉の同母兄である。つまり、竇氏兄妹にとって劉焉は外祖父の弟にあたり、それゆえに彼らは多額の費用を散じて劉焉の陵墓造營を手助けしたと考えられる。

このうち特に注目されるのは、劉焉の陵墓が中山王國だけでなく、「六州十八郡」の人員と物資を驅使して造營されたという点である。そして北莊漢墓からも、當該墓が中山王國外の人員を用いて造營されたことを示す資料が発見されている。それが磚室の外側を舗装するために用いられている石隗に刻まれた文字、すなわち塞石刻文である。一例を挙げれば、左記のようなものである。

北平石。北新城王文伯作。(16)

石隗の大きさは約一×〇・二メートル、刻文は発見された約四〇〇〇個のうち一七五個に認められる。⁽⁴²⁾飯山三九郎氏によれば、冒頭の「石」とは石隗の産地を指し、「作」はその石隗を整形した工人の本貫と姓名を示す。⁽⁴³⁾上記の例で言えば、この石隗は中山王國內の北平縣に産し、涿郡北新城縣の工人・王文伯によって整形された、ということになる。⁽⁴⁴⁾それらの産地と工人の本貫を集計したものが【表二】である。これによると、北莊漢墓に用いられた石隗は中山王國內の北平・望都・上曲陽・新市・母極の諸縣で産したものであるが、工人の本貫は中山王國のみならず、北東の涿郡、南西の河東・河内郡、黄河南岸の東平國・梁國・魯國に及んでいる。中山簡王列傳に言う「六州十八郡」には遠く及ばないが、北莊漢墓の造營に中山王國外の人員が關與していること、そしてそこに複数の郡國から人員を調達し得る權力主體、つま

【表二】 北莊漢墓の塞石刻文集計 *詳細については注(44)参照

	望都石 85	北平石 69	上曲陽石 5	新市石 3	無極石 1	梁國石 1	缺 11
中山國工 27人	曲逆 9 盧奴 3 唐 4	安險 4 安國 2	苦陘 1	上曲陽 2			曲逆 2
東平國工 31人	富成 4 東平 1 壽張 6 章 4 東平陸 3	無鹽 2 東平 6 章 1 東平陸 3					富成 1
魯國工 33人	汶陽 8 魯 12 卞 1	薛 2 魯 10					
梁郡/國工 29人	下邑 6 梁郡/國 5	下邑 4 己氏 2 單父 1 梁郡/國 9					下邑 1 梁國 1
涿郡工 8人		北新城 8					
河東郡工 1人		平陽 1					
河内郡工 2人			山陽 2				
缺 44人	19	14	2	1	1	1	6

りは中央政府が介在していることを読み取ることはできる。

塞石刻文から得られる情報は他にもある。飯山氏は塞石刻文に見える郡・國・縣の改廢時期について分析し、その年代を章帝元和元年（後八四）八月～同二年（後八五）一月と推定している。⁽⁴⁵⁾ 中山簡王列傳には、陵墓造營が劉焉の薨去後に開始されたかのごとく記されているが、實際には劉焉の生前から壽陵として造營されていたのであろう。寶憲が頭角を現わし始めるのは、寶氏（後の寶太后）が立后された建初二年（後七七）ころからであるので、⁽⁴⁶⁾ 陵墓造營が章帝期に開始され、そこに寶氏一族が關與することは十分あり得る。また【表二】によれば、石隗の約九割は中山王國內の北平・望都二縣で産したものである。現在でも、漢北平縣（保定市滿城區）周邊は建材用の砂礫を多く産するらしいが、こうした中山王國北部の地質は、岩質成形系の大形墓、すなわち横穴崖洞墓の造營に比較的適している。⁽⁴⁷⁾ 北莊漢墓の造營時期は滿城漢墓より約二百年後のこと、また前漢と後漢の中山王家の血統はかなり離

れているが、両者に比較し得る點は多い。

では、北莊漢墓より得られた諸情報を参考に、先に見た滿城漢墓の特異性の背景について考察してみたとき、どのようなことが言えるであろうか。再び前漢の滿城漢墓に立ち返って検討してみたい。

五、中山靖王劉勝と竇氏一族

北莊漢墓より得られた知見のうち有効な情報としては、以下の三點が挙げられる。

- 一、諸侯王墓造營に際し、當該王國外の郡國より人員や資材を調達することがあり得たこと。
- 二、その場合、複数の郡國より人員や資材を調達し得る權力主體、すなわち中央政府が關與している可能性があること。
- 三、中山王國北部の地質は岩質成形系の大型横穴崖洞墓の造營に適していること。

以上の諸點(特に二點目)と、滿城漢墓が「外來の技術」を用いて造營された可能性があるとする上野氏の指摘を踏まえたとき、まずもって注目されるのが、先にも觸れた滿城漢墓M2主室出土の銅印(圖1408)である。この銅印は縦横二センチ、厚さ〇.八センチの方形で、両面に「竇綰」・「竇君須」という文字が篆文で刻まれ、側面には紐を通す孔が空いている。紐はなく、明らかに私印と見られ、用途に合わせて表裏異なる印文を使い分けられることのできる形態になっている。この「竇綰」(「君須」はおそらく字)なる人物の身元については、つとに報告書の中で景帝・武帝期に權勢を振るつた竇太后の一族であった可能性が指摘されている。その根據とされているのが、M2主室より出土した「長信宮」灯(圖1435)である。高さは四三センチ、宮女が両手で灯を捧げ持つ形態で、筒型の灯部分は側壁を回轉させて光の照射方向や強度を調節できるよう工夫されている。銘文は六箇所に認められるが、灯を支える足の外側に、

陽信家。并重二鈞十二斤。七年。第一。

とある。「陽信家」とは陽信侯家のこと、文帝元年(前一七九)に劉揭なる人物が陽信侯に封じられている。『史記』卷

一九惠景間侯者年表によると、この陽信侯家は文帝十五年（前一六五）に劉中意に引き繼がれた後、景帝六年（前一五二）に有罪國除されている。報告書は、銘文に見える「七年」を陽信侯家独自の紀年とした上で、これを劉揭の七年目か劉中意の七年目のことと推測し、灯の製作年代の上限を文帝七年（前一七三）、下限を文帝後五年（前一五九）と推測している。他方、灯本體の底部周辺には、

長信尙浴。容一升少半升、重六斤。百八十九。今内者卧。

とある。「長信尙浴」は長信宮の屬官・尙浴のことで、長信宮は皇太后の居所、尙浴は沐浴を管掌する官である。「内者（令）」は少府の屬官で、宮殿内の調度品などを掌る。以上より、報告書はこの「長信宮」灯の由来について次のように推測する。すなわち、この灯は文帝期に陽信侯家にて作製されたが、景帝六年に陽信侯劉中意が國除された際、少府の内者令によって接收され、長信宮の浴室で用いられた。當時の長信宮の長は竇太后であり、彼女が竇綰に下げ渡した、と。⁴⁸

竇氏との關係を窺わせる器物はM1からも發見されている。主室から出土した乳釘文壺（T:G10）である。高さ四五センチの銅製の壺で、側面には金銀メッキやトルコ石を用いた凝った裝飾が施されているが、その器底に、

甄氏、大官、五斗五升。

今長樂飡官。

という銘文が認められる。「大官」は「太官」、すなわち皇帝の食膳を掌る少府の屬官で、「長樂」は長樂宮、「飡官」は「食官」を意味する。「漢書」卷一九百官公卿表上によると、奉常と詹事の屬官に「食官（令）」が見えるが、報告書はこの「長樂飡官」を「皇后・太子家を掌る」詹事の屬官と見ている。⁴⁹「大官」と「長樂飡官」との關係は不明であるが、「長樂飡官」の方に「今」字がついているところからすると、太官で用いられていたものが長樂宮の食官令に下げ渡されたのかもしれない。長樂宮については、『漢書』卷五一鄒陽傳に次のようにある。

初め、（羊）勝・（公孫）詭王をして漢の嗣と爲るを求めしめんと欲す。王も又た嘗て上書し、容車の地を賜わりて徑

ちに長樂宮に至らんと願ひ、自ら梁國の士眾をして甬道を築作せしめて太后に朝せんとす。爰盎等皆な建して以て不可と爲す。天子許さず。梁王怒り、人をして盎を刺殺せしむ。上梁の之を殺すを疑ひ、使者の冠蓋相望みて梁王を責む。

景帝七年（前一五〇）に皇太子劉榮が廢嫡されると、竇太后は景帝の同母弟・梁孝王劉武を後繼に推すが、この鄒陽傳では皇太子の座を狙う劉武の所業について記されている。すなわち、配下の羊勝・公孫詭の言に踊らされた劉武は、長樂宮に直通する馬車道を作り、そこから竇太后に謁見しようとしたが、袁盎の反發に遭つて斷念する。怒つた劉武は袁盎を暗殺したが、景帝は幾度も使者を派遣して劉武を譴責した、とある。また、『史記』卷一〇七魏其武安侯列傳によると、吳楚七國鎮壓で名聲を得た灌夫が、武帝建元二年（前一三九）に長樂衛尉竇甫なる人物と燕飲してトラブルを起こしたとあるが、その竇甫は「竇太后の昆弟」とされている。長樂宮と長信宮の關係は不明であるが、以上によれば、竇太后が長樂宮に居を構えていた時期もあつたことは間違ひなく、もしそうであるならば、この乳釘文壺も竇太后から劉勝に下げ渡されたものであつた可能性が高い。

そもそも劉勝の生母・賈夫人は、竇太后の娘・館陶長公主によつて後宮に送り込まれた女性の一人である。⁵¹ 竇太后が自分の息のかかつた側室の生んだ皇子に、一族の女性を嫁がせることは十分あり得る話である。しかも拙著で論じたように、武帝初期においては、竇太后・館陶長公主を中心とする竇氏一派の他、武帝の生母・王太后と田蚡を中心とする王氏一派、そして景帝に廢された栗姬一黨の復権を狙う竇嬰とが、せめぎ合う状況にあつた。王氏一派の田蚡が淮南王劉安に接近し、竇嬰が河間王劉徳の擁立を圖る一方、竇氏一派は館陶長公主の娘・陳皇后の懷妊を待ち望んでいた。⁵² ところが、陳皇后に懷妊の兆しは見え、竇嬰は國政改革に失敗して失脚し、田蚡も早逝したことで、三勢力は共倒れすることとなる。以上のような政治的展開に鑑みるに、竇氏一派の中にも特定の諸侯王に接近しようとする動きはあつたであろう。無論、竇太后が側室・賈夫人の第二子に過ぎない中山王劉勝を武帝の後嗣に据えようとしていたとまでは考え難いが、武帝に後嗣の

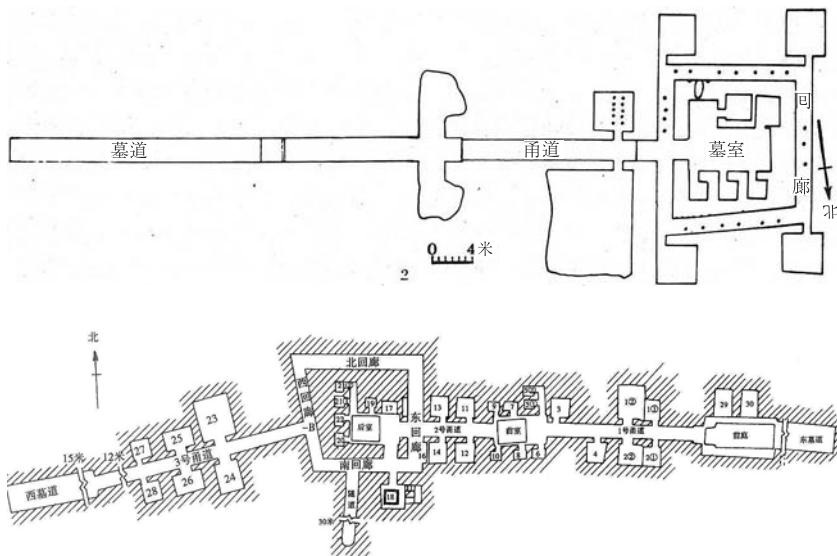
ない状況下において、諸侯王を味方に引き入れておくことは決して無意味ではなかったはずである。

もつとも、以上の考察より得られるのは、竇太后が中山王劉勝に一族の女を嫁がせ、自身の居所で用いていた器物のいくつかを下げ渡した、ということだけである。しかし、滿城漢墓が「外來の技術」を用いて造營されたという上野氏の指摘、そして中央外戚の支援によって自らの陵墓を造營した後漢の中山簡王劉焉の事例を踏まえると、その「外來の技術」を持ち込んだのが竇氏一族であった可能性は十分考えられる。ただし、竇氏の故郷は黃河下流域北岸に位置する觀津縣であり、彼らと横穴崖洞墓の造營が盛んな淮北地域との關係を窺わせるような史料も見えない。そこで次に、淮北地域に点在する横穴崖洞墓の構造的特徴に目を轉じることで、河北の中山王國と淮北地域を結びつける、さらなる要素を探ってみたい。

六、横穴崖洞墓の構造からみた滿城漢墓と保安山漢墓の關係

横穴崖洞墓の内部は棺椁を設置する主室の他に、用途に合わせて複数の耳室や側室を附設した極めて複雑な構造を呈しているが、先行研究ではその構造上の特徴を分類・整理して時系列順に並べ、墓葬の發展・衰退過程を跡づけようとする試みが盛んになされている。中でも比較的古い横穴崖洞墓として注目されているのが、一九八四年に江蘇省徐州市の東郊で発見された獅子山漢墓である。墓口に最も近い三つの耳室の上部には高さ約一〇メートルの天井があり、先行研究の多くはこの天井を豎穴墓の遺風と見ている。⁽⁵⁴⁾これによれば、楚では比較的早い段階で傳統的な豎穴墓から横穴崖洞墓への轉換が起こったごとくである。確かに、現時點で八基発見されている楚王墓は、そのいずれもが最奥に主室・前室を配置し、そこに至る墓道・甬道の左右に複数の耳室・側室を設けるという比較的オーソドックスな構造を採っており、黃曉芬氏はこれを中軸線配置型と命名する。⁽⁵⁵⁾

これに對し、楚の西方・芒陽群山で発見された梁王墓は同じ横穴崖洞墓でありながら、やや異なる構造になっている。



*上：M1（註（57）所掲『永城西漢梁國王陵與寢園』12頁）

*下：M2（同上93～94頁）

【圖三】 保安山漢墓の構造

そのうち、最も古いと目されている保安山漢墓は、M1・M2ともに主室を回廊が取り囲む構造に特徴がある。當該墓は河南省永城市の芒碭山南部にそびえる保安山中腹に位置し、一九九〇年代までの複数回の發掘調査を経て、M1～M5と編號された五基の墓葬が發見された。そのうちM1の全長は約九六・四五メートルあり、最奥には主室・側室とその周囲を取り囲む回廊が見られる。M2の構造はより複雑で、主室の東西に二本の墓道が走り、その全長は二一〇・五メートルあるが、主室・側室の周囲を回廊がめぐる構造はM1と同様である（【圖三】）。羅二虎氏はこの保安山漢墓を回廊型として分類した上で、そこに見える回廊が竪穴墓に特徴的な黃腸題湊と同様の機能を果たしていた可能性を指摘している⁽⁵⁶⁾。梁王墓と楚王墓の繼承關係については諸説あるが、兩者が同じ横穴崖洞墓でありながら、別の特徴を備えた墓葬としてそれぞれ独自の展開を見せている點は注目に値しよう。もつとも、保安山以降の梁王墓からは回廊が消滅し、主室の周圍に複数の側室を設けるスタイルのみが繼承されている⁽⁶⁰⁾。

他方、回廊そのものはなぜか芒碭群山から北に約五〇〇キロメートル離れた滿城漢墓M1に引き継がれている。劉濤・劉濤氏は保安山漢墓と滿城漢墓の構造を比較し、両者に以下のような共通点を認めている。すなわち、①甬道が斜坡式であり、②耳室が左右對稱に配置され、③墓葬構造が主室・前室・側室からなり、④回廊が主室周圍にめぐらされている、という諸点である。そして以上より、滿城漢墓（特にM1）は保安山漢墓の構造を参考に設計されたとしている。⁶¹ 黃曉芬氏は保安山漢墓M1・M2と滿城漢墓M1をもとに回廊型室墓と分類し、劉尊志氏も兩者を同じA型横穴崖洞墓として前者が後者に影響を與えた可能性を指摘している。⁶² これら諸説と先に觸れた上野氏の説を踏まえるならば、滿城漢墓の造營に際しては、淮北地域で普及していた岩質成形系の造墓技術のうち、特に梁王墓と同様の技術が用いられた、ということになる。上野氏は造墓を社會の生産活動の一つとして捉えた上で、その技術を共有する八つの地域圏を抽出したが、⁶⁴ この視點に立つならば、同様の技術が用いられた陵墓の造營には同一の地域圏に屬する人員ないし集團が關與していた可能性が高い。つまり、滿城漢墓と保安山漢墓に構造上の共通點が見られるのは、兩者がともに淮北地域に屬する人員ないし集團によって造營されたことを示しているのではなからうか。

保安山漢墓は早い時期に盜掘を受けたこともあって、副葬品がほとんど發見されていない。ただし、保安山の周圍からは南北約九〇〇メートル、東西約七五〇メートルに及ぶ陵園遺址が發見されており、そこから「孝園」と刻まれた筒瓦や板瓦が複數出ている。これより、保安山漢墓の墓主は竇太后の第二子にして景帝の同母弟・梁孝王劉武（位…文帝十二年（景帝後元年）と推定されているが、⁶³ この劉武は竇太后によって景帝の後繼に推されたこともある人物である。景帝・竇太后は劉武をいたく寵愛し、また彼が吳楚七國の亂鎮壓で活躍したことも相俟って、當時の梁王國は強大な國力と絶大な影響力を誇ることとなった。ところが、劉武が自身の立太子に反對した袁盎を暗殺すると、景帝は彼を強く譴責して入朝を禁止し、皇太子には膠東王劉徹（後の武帝）を立てている。後に劉武は景帝・竇太后に謝罪して和解したものの、以前のように長安に滞在することは許可されなくなり、失意のまま景帝中六年（前一四四）に薨去した。これを聞いた竇太

后は食事を攝らなくなり、「帝、果たして吾が子を殺す」と嘆いたため、景帝は館陶長公主と相談し、梁王國を五王國に分割して劉武の五人の遺児を封建したという。⁶⁶ 以上のような劉武の半生に鑑みるに、景帝・竇太后が血縁的に最も親近な彼の陵墓造營に關與した可能性は高い。劉瑞・劉濤氏の述べるように、滿城漢墓が保安山漢墓を參考に設計されたとすれば、その要因は兩墓の造營に竇氏が關與していたところに求めることができるのではないか。

以上の検討により、滿城漢墓が河北で唯一の横穴崖洞墓として造營された背景については、おおよそ私見を提示し得た。河北は土質成形・木築系の造墓が主流であったが、劉勝墓に關しては岩質成形・石築系の「外來の技術」を用いて造營された。その理由は、劉勝墓の造營に竇氏一族が關與したためであるが、彼らが淮北で流行していた岩質成形・石築系の技術を中山王國に持ち込んだのは、梁王劉武の陵墓造營に關與した經驗によるものであった、ということになる。もとより推論に推論を重ねた結論に過ぎないが、河北の滿城漢墓が淮北の保安山漢墓と共通する構造を採っていること、そして兩者に竇氏一族との血縁關係という共通項が存在する事實は、重視されてしかるべきであろう。

もつとも、假に以上の推論に大過ないとしても、滿城漢墓には今一つ解決しなければならない問題が残っている。それは、當該墓が中山王國の國都・盧奴縣から遠く離れた北平縣近郊に造營された背景、そして劉勝が自身の陵墓造營に際して竇氏の關與を許さざるを得なかつた理由である。最後にこの點について検討したい。

七、諸侯王墓造營をめぐる諸問題

漢代の諸侯王墓がいかなる制度の下、どのような人々によって造營されていたのか、この點については、實はほとんど分かつていない。諸侯王墓から「司空」陶片や「宮」・「空」字陶片、「某匠」・「某省」塞石刻文などが發見されているのを見れば、そこに刑徒を管轄する司空が關わつていたことが窺えるが、その司空が郡縣機構に屬するものなのか、それとも王國官制に屬するものであるのかも不詳である。⁶⁸ 滿城漢墓・保安山漢墓の造營に竇氏一族が關與していた可能性がある

とは言つても、彼らが前引中山簡王列傳に見えるように周邊の郡縣から人員・物資を徵集して陵墓造營を主導したのか、それとも王國が主導する陵墓造營を支援したに過ぎないのか、その邊りの實情は一切不明と言わざるを得ない。

しかし、諸侯王墓の造營を中央の外戚が主導したことが列傳に記されているということは、それじたいがよほど特殊な事態であつたことを示しているとも言える。事實、前漢宣帝が霍光に葬具一式を賜與した事例や、哀帝が將作大匠に寵臣董賢の墓の造營を命じた事例、平帝期に王莽が將作大匠に博山侯孔光を埋葬させた事例などは、⁽⁶⁹⁾いずれも皇帝(ないしその輔政者)の私恩に基づく特例的措施である。『漢書』卷五景帝紀・中二年條には、

王薨ずれば、光祿大夫を遣わして弔・襚・祠・贈し、喪事を視、因りて嗣子を立てしむ。列侯薨ずれば、大中大夫をして弔祠し、喪事を視、因りて嗣を立てしむ。其の葬るには、國は民を發して喪を輓き、復土を穿ち、墳を治めしむること三百人を過ぐること無くして事を畢えしむ。

とあるように、諸侯王薨去後に皇帝が光祿大夫を派遣して葬儀に參列させ、次代諸侯王の即位と遺體の埋葬を見届けさせるといふ制度の存在を傳えるが、皇帝が薨去した諸侯王の喪事に關與するのは、陵墓完成後、葬儀・埋葬の段階になつてからのこととされている。⁽⁷⁰⁾武帝の皇子・廣陵厲王劉胥(位…武帝元狩六年(宣帝五鳳四年)の陵墓とされる天山漢墓の外椁板に「廣陵船官材板廣二尺四」なる刻字が確認されていることも、⁽⁷¹⁾諸侯王が自らの陵墓造營に際して葬具一式を自前用意しなければならず、ときには船材を棺椁の素材に流用せざるを得なかつた實情を物語るものと言えよう。

しかし前漢初期ならばともかく、景帝期の王國官制改革によつて行政權を剝奪された後の諸侯王に、自力で巨大な陵墓を造營する實力があつたとは考え難い。實際、諸侯王墓は時代が下れば下るほど小規模かつ簡素な構造のものへ變化し、副葬品の數も減少していく。⁽⁷²⁾それは取りも直さず諸侯王國の弱體化を示すものであるが、同時に諸侯王がいかに弱體化しようとも、自らの陵墓を自力で造營しなければならなかつたことを意味する。劉勝が中山王に封建されたのは吳楚七國の亂鎮壓直後の景帝三年(前一五四)、薨去したのは武帝が南越討伐に取り掛かうとしていた元鼎四年(前一二三)のこと

であり、その間には王國官制改革に加え、諸侯王國の領土を大幅に削減する要因となった推恩の令も發布されている。行政権を剥奪され、領土削減に伴って租税収入が激減する中、劉勝が自らの陵墓造營に際して外戚竇氏の支援を受けざるを得なかったのも、無理からぬことであつたと言えよう。⁽²⁸⁾

しかも、彼が封建された中山王國は、もとは吳楚七國の亂に加擔した趙王劉遂の故領・常山郡にあたり、そこは鼂錯による領土削減の対象になつた地である。すなわち、趙が反亂に加擔する要因になつた土地である。加えて、趙は前漢成立以來、一度として漢の直轄支配を受けた經驗がなく、また文帝・景帝の皇子が封建されたこともない。言うなれば、劉勝は同母兄の趙敬肅王劉彭祖とともに、代王家の尖兵として趙地に派遣されたことになる。⁽²⁹⁾ そうした中、領民の利益につながる公共事業ならばともかく、陵墓造營という極めて私的な事業に民衆を徵發するとすれば、強い反發を買うのは必至である。前引の中山簡王列傳には、劉焉の陵墓造營に際して「吏人の冢墓を平夷すること千を以て敷え」たとあつたが、それは陵墓造營が既存の冢墓を破壊して在地の吏民の反感を買い得る事業であつたことを物語る。諸侯王にそれに耐えうる實力があれば問題ないであろうが、中山王に封建された當初の劉勝に可能であつたのかは、甚だ疑問である。彼の陵墓が國都たる盧奴縣より遠く離れた北平縣西郊の陵山に造營されたのは當地が横穴崖洞墓の造營に適していたためであるが、一方で彼には國都周邊に陵墓を造營できない事情もあつたのではないか。滿城漢墓は王墓たるM1よりも王后墓たるM2の方が若干規模が大きく、また墓内の諸施設もあらゆる點でM1よりM2の方が凝つた造りになっているが、⁽³⁰⁾ あるいはそれは國內における劉勝の立場の弱さを反映したものなのかもしれない。

しかし、それでも劉勝以降の中山王墓は國都・盧奴縣周邊に、しかも河北特有の土質成形・木築系の豎穴墓として造營され續けた。劉勝はさまざまな理由で國都周邊に自らの陵墓を造營できなかつたが、彼の死後、中山王家は多少なりとも在地勢力に受け入れられ、王都周邊に陵墓を造營できるようになつたのかもしれない。もしそうであるとすれば、諸侯王墓とは諸侯王が——名目的にせよ——自らの領土を「支配」していたことを象徴するモニユメントとしての機能を果

たしていたとも言えよう。言い換えれば、陵墓造營とは、諸侯王が領主として最初に取り掛からねばならない「通過儀禮」なのであり、彼らはそれを完遂するために、ときには外部の支援を受け、またときには陵墓の規模を縮小するなどして、辛うじて自らの諸侯王としての立場を保持していたのである。このように考えると、現在陸續と発見されている諸侯王墓は、地方に封建された諸侯王がいかにして在地勢力を「支配」し、「郡國制」の一翼を構成していたのか、その實態を窺うための極めて重要な手がかりと言えるのではなからうか。

おわりに

以上、前漢諸侯王墓に關する基本的な情報を整理した上で、滿城漢墓の立地上の特異性を析出し、その政治的背景について探った。その結果、滿城漢墓の墓主たる中山靖王劉勝が中央外戚たる竇氏一族の支援を受けて自らの陵墓を造營したと推定し、その背景に景帝・武帝期以降の諸侯王の弱體化と、中山王國における統治上の問題點を見出した上、諸侯王の陵墓が彼らの王國支配を象徴するモノUMENTとしての機能を果たしていた可能性を指摘した。

本稿を通じ、諸侯王墓という考古資料を文献史料と組み合わせ、そこから當時の政治史の一端を解明しようとして試みたものの、明らかにし得たことは少ない。特に諸侯王墓がどのような制度の下、いかなる人々によって造營されていたのか、その内實が不明であるという點は大きな問題である。今回に關しては、幸い竇氏一族との関わりや後漢の北莊漢墓との比較によって、墓葬造營の擔い手を窺う手がかりをわずかながら得ることができたが、他の諸侯王墓に同様の手法が通用するのか否かは難しいところである。この邊りは、墓葬中より発見された文字資料のみならず、その構造上の特徴や他の墓葬との比較など、より廣い視野の下に工夫して検討を進めていく必要があるだろう。

しかし、かと言って諸侯王墓が歴史研究に利用し難い資料であるのかと言えば、決してそうではない。本稿では諸侯王墓が王國支配を象徴するモノUMENTであった可能性を指摘したが、そもそも諸侯王は外部から關東の在地勢力を「支

配」しにきた者である。その彼らがいっしか在地勢力と一體化して、中央政府と對峙するというのが、特に前漢前半期における「郡國制」の展開過程であった。しかし、「よそ者」であったはずの諸侯王がいかにして在地勢力と一體化し得たのか、この点については「郡國制」に關する先行研究でもあまり論じられてこなかったように思われる。無論、それは諸侯王と在地勢力との關係を示す史料が壓倒的に不足していたためであるが、その不足を補完する上で、諸侯王が在地の吏民とともに造り上げた諸侯王墓というモノコメントは、極めて重要な資料になり得るように思われる。今回取り上げた滿城漢墓の他にも、王國支配の實態を窺い得る事例はある。今後の課題としたい。

註

- (1) 「郡國制」をめぐる諸問題については、松島隆真「劉邦集團」と「郡國制」をめぐる問題——漢初政治史復元のために——（『中國史學』第二三卷、二〇一三年）など参照。
- (2) 拙著『前漢國家構造の研究』（早稻田大學出版部、二〇一六年）第六章・第七章、拙稿「前漢における「諸侯」の復活——復封・紹封の政治的背景——」（『中央大學アジア史研究』第四〇號、二〇一六年）。
- (3) 近年、この問題について言及した研究としては、飯田祥子「郡國制のその後——前漢中期から後漢時代の諸侯王と皇帝の關係からみた——」（『名古屋大學東洋史研究報告』三五號、二〇一一年）、紙屋正和「前漢時代の郡國制と稅役制度」（『名古屋大學東洋史研究報告』三七號、二〇一三年）がある。
- (4) 本來、諸侯王墓と諸侯王后墓は區別すべきであるが、前漢代においては両者が同じ箇所、ほぼ同規模の墓葬として造營されている場合が壓倒的に多い。よって、本稿では兩者を特に區別せず、同じ諸侯王墓として扱う。
- (5) 專著として劉瑞・劉濤『西漢諸侯王陵墓制度研究』（中國社會科學出版社、二〇一〇年）、劉尊志『漢代諸侯王墓研究』（社會科學文獻出版社、二〇一二年）があり、各墓葬の基本情報や主要關聯論文が網羅されている。以下、本稿ではこれらの所説に言及する場合、すべて兩書による。
- (6) 南京博物院・銅山縣博物館「銅山龜山二號西漢崖洞墓」（『考古學報』一九八五年第一期）、南京博物院・尤振堯「銅山龜山二號西漢崖洞墓」一文的重要補充」（『考古學報』一九八五年第三期）。
- (7) 劉瑞・劉濤著書下編第三章。

- (8) 例えば、前漢初期の楚王墓と見られる獅子山漢墓では、主室ではなく盗洞から玉衣片が発見されている(獅子山楚王陵考古發掘隊「徐州獅子山西漢楚王陵發掘簡報」『文物』一九九八年第八期)。
- (9) 劉尊志著書第五章第一節、村元健一『漢魏晉南北朝時代の都城と陵墓の研究』(汲古書院、二〇一六年) 第一篇第四章。
- (10) 以下、中國の植物の學名については、中國科學院《中國植物志》編委會「中國植物志」web版 <http://flora.cma.ac.cn/> に據った。
- (11) 楊哲峰「漢代的『整木棺』現象」(『中國文物報』二〇〇四年二月二十四日)。
- (12) なお、諸侯王墓の中には木製の棺槨に玉製の裝飾を施した「鑲玉漆棺」なるものがある。通常の棺槨に比べて明らかに凝った造りをしているが、諸侯王墓からの出土例を見ても、その使用傾向に法則性のようなものはない。
- (13) 象鼻嘴漢墓M1(湖南省博物館「長沙象鼻嘴一號西漢墓」『考古學報』一九八一年第一期)・大葆臺漢墓M2(大葆臺漢墓發掘組・中國社會科學院考古研究所「北京大葆臺漢墓」文物出版社、一九八九年)などに見られる。
- (14) 劉瑞・劉濤著書二五二～三六〇頁。
- (15) 『漢書』卷六八霍光傳・顏師古注引蘇林言「以柏木黃心致壘棺外、故曰黃腸。木頭皆內向、故曰題湊」。註(10) 前掲「中國植物志」柏木條でも、心材が黃褐色であること
- が指摘されている。
- (16) 劉瑞・劉濤著書三六九～三七五頁。
- (17) 劉瑞・劉濤著書第三章第一節。
- (18) 諸侯王墓に限って言えば、ここで挙げた三類型にほぼ盡きると言ってもよいが(劉瑞・劉濤著書第八章(第十章)、中小墓を含む漢墓全體の分類方法については、これまでに多くの議論がある。黃曉芬「中國古代葬制の傳統と變革」(勉誠出版、二〇〇〇年) 第一章第二節參照)。
- (19) 『史記』卷一〇孝文本紀・後七年條および集解參照。
- (20) 同様の表現は、『太平御覽』卷五五九に引く『述征記』にも「梁孝王家漸山徙戶、以石爲藏」と見える。後述するように、梁孝王劉武の墓葬とされる保安山漢墓は横穴崖洞墓である。
- (21) 樋口隆康「古代中國を發掘する——馬王堆、滿城他——」(新潮社、一九七五年) 二五三～二五四頁、羅二虎「試論西漢時期中原地區的崖墓」(『考古與文物』一九九一年第三期)。
- (22) 註(18) 前掲黃曉芬著書第三章。ただし、黃氏の言う椁墓・室墓と豎穴墓・横穴墓は同義ではない。例えば、前漢後期の廣陽王墓とされる大葆臺漢墓は黃腸題湊を伴う豎穴墓であるが、黃氏はこれを室墓に分類している。
- (23) 孟強「從墓葬結構談獅子山西漢墓的幾個問題」(『東南文化』二〇〇二年第三期)、劉照建「徐州地區大型崖洞墓初步研究」(『東南文化』二〇〇四年第五期)、周學鷹「因山爲陵、葬制探源」(『中原文物』二〇〇五年第一期)。

- (24) 註(23) 前掲周學鷹論文。
- (25) 劉瑞・劉濤著書下編第一章第二節。
- (26) 中國社會科學院考古研究所・河北省文物管理處『滿城漢墓發掘報告』(文物出版社、一九八〇年)。以下、「報告書」と呼稱する。
- (27) 報告書四三～四八頁。
- (28) 報告書四九頁。
- (29) 報告書三三六～三三七頁。
- (30) 報告書二七四頁。
- (31) 發掘の過程や當時の報道については、鄭紹宗『滿城漢墓』(文物出版社、二〇〇三年) 前言參照。
- (32) 劉瑞・劉濤著書五〇一頁、註(9) 前掲村元著書一二六頁。
- (33) 劉尊志著書七〇～七一頁。
- (34) 上野祥史「華北地域の前漢社會——造墓技術と地域間關係——」(『中國考古學』第八號、二〇〇八年)。
- (35) 河北省文物管理處「河北省三十年來的考古工作」(文物編輯委員會編『文物考古工作三十年』文物出版社、一九七九年所收)。
- (36) 河北省博物館・文物管理處・中共定縣縣委宣傳部・定縣博物館「定縣四〇號漢墓出土的金鏤玉衣」(『文物』一九七六年第七期)、河北省文物研究所「河北定縣四〇號漢墓發掘簡報」(『文物』一九八一年第八期)。
- (37) 「漢書」によると、中山王の系譜は「靖王」↓「哀王」↓「康王」↓「頃王」↓「憲王」であるが、「水經注」では「靖王」↓「康王」↓「哀王」↓「憲王」↓「頃王」に作る。
- (38) 報告書によると、陵山の東南に守陵村なる村があり、そこに住む人々は陵山にある陵墓を守るべきとする傳承を有していたものの、その墓主の名は誰も知らなかったという(四頁)。
- (39) 劉瑞・劉濤氏は、國都より遠い場所に陵墓を造營できるということは、その王國の國力が強大であったことを反映しているとする(四二七～四三三頁)。村元氏は梁王墓群が芒楊群山に造營された理由について、當地が高祖劉邦の事績に關わる重要な地と認識されていたところに求める(注九前掲村元著書一二六～一二七頁)。
- (40) 河北省文化局文物工作隊「河北定縣北莊漢墓發掘報告」(『考古學報』一九六四年第二期)。
- (41) 清・惠棟『後漢書補注』卷一一「憲母泚陽公主。古人謂甥爲出」。
- (42) 註(40) 前掲報告書には、刻字のある塞石すべての釋文・圖版が掲載されている。16というのは塞石一つ一つに振られた整理番號である。
- (43) 飯山三九郎「河北定縣北莊漢墓刻石の書丹者」(『書道學史研究』四號、一九九四年)。
- (44) 【表二】は註(43) 飯山論文所掲【表Ⅱ】を參考に作成したが、統計結果は若干異なっている。その理由は、塞石刻文のすべてが「石材產地+工人本貫+工人姓名+作」という書式に則っているわけではなく、例えば「魯文陽石工于角望都石」(45) のようなイレギュラなものもあり、こ

のような事例に對する判断基準が飯山氏と筆者とで異なっているためである。本来であれば、個々の事例に對する筆者の判断基準を逐一示すべきであるが、ここでは紙幅の関係で割愛せざるを得ない。塞石刻文の書式やその内容については、いずれあらためて検討したい。

- (45) 注四三前掲飯山論文。ただし、塞石刻文中に「梁郡」と「梁國」が併存していることに鑑みると、後漢の梁王國が最初に設置された建初四年（後七九）以前にまで遡る可能性もある。

- (46) 『後漢書』卷二三竇融列傳附竇憲列傳によると、竇氏が立后されると同時に、竇憲は侍中・虎賁中郎將、竇篤は黃門侍郎に拔擢され、「竝侍宮省、賞賜纍積、寵貴日盛、自王・主及陰・馬諸家、莫不畏憚」という有様であつたといふ。

- (47) 註(31)前掲鄭紹宗著書二八〇二九頁。

- (48) 報告書二五五〇二六一頁、三三七頁。

- (49) 報告書三八〇四一頁。なお、冒頭の「甄氏」という文言は壺の蓋にも見えるが、その意味については不詳。

- (50) 『水經注』卷一九渭水條に「明渠又東逕漢高祖長樂宮北。本秦之長樂宮也。周二十里、殿前列銅人、殿西有長信・長秋・永壽・永昌諸殿」とあり、長信宮が長樂宮の西に位置していたことが知られるが、ここに見える「長信・長秋・永壽・永昌諸殿」が長樂宮の一部を構成する施設なのか否かは不明とせざるを得ない。

- (51) 『史記』卷四九外戚世家・王太后世家「而景帝諸美人皆

因長公主見景帝、得貴幸」。

- (52) 註(2)前掲拙著第六章第三節。

- (53) 『史記』卷四九外戚世家「竇太后世家「竇太后、趙之清河觀津人也」。ちなみに、北莊漢墓の造營に關與した後漢章帝の外戚竇氏は、前漢文帝の外戚竇氏の遠い子孫にあたる。

- (54) 註(8)前掲獅子山漢墓報告書。

- (55) 註(23)前掲諸論文。なお、諸氏は二〇〇一年に江蘇省徐州市西郊で發見された楚王山漢墓にも堅穴墓の遺風を見出しているが、これについては劉瑞・劉濤氏の批判もある(劉瑞・劉濤著書五五〇頁)。

- (56) 註(18)前掲黃曉芬著書一〇六〇一〇八頁。

- (57) 河南省文物考古研究所『永城西漢梁國王陵與寢園』(中州古籍出版社、一九九六年)、河南省商丘市文物管理委員會・河南省文物考古研究所・河南永城市文物管理委員會「芒碭山西漢梁王墓地」(文物出版社、二〇〇一年)。

- (58) 註(21)前掲羅二虎論文。

- (59) 註(21)前掲羅二虎論文、註(18)前掲黃曉芬著書一〇六〇一〇八頁は、保安山・滿城漢墓M1に特徴的な回廊型の墓葬を比較的古い形態と見るが、註(23)前掲諸論文は初期楚王墓に堅穴墓の殘滓を認める。他方、劉尊志氏は回廊を持つ保安山・滿城漢墓を楚王墓の派生型と見ている(劉尊志著書二二二頁)。

- (60) 劉尊志氏は、保安山漢墓を回廊のあるA型崖洞墓に分類する一方、それ以降の梁王墓は甬道に耳室を設けず、主室

に側室を附設するBa型崖洞墓に分類する(劉尊志著書九三
 〇九八頁)。

(61) 劉瑞・劉濤著書四九七〜四九八頁。

(62) 註(18) 前掲黃曉芬著書八六〜九三頁。

(63) 劉尊志著書九五〜九六頁、一一二頁。

(64) 註(34) 前掲上野論文。

(65) 註(57) 前掲『芒陽山西漢梁王墓地』三四〜三六頁、七

〇〜七一頁。ただし、M1・M2いずれを王墓と見るかとい
 う点については見解が分かれている(劉瑞・劉濤著書一
 六七〜一六八頁)。

(66) 『史記』卷五八梁孝王世家。

(67) 劉尊志著書一六五〜一六六頁。

(68) 郡縣のみならず王國にも司空がいたことについては、宮

宅潔『中國古代刑制史の研究』(京都大學學術出版會、二

〇一一年)第五章に言及がある。

(69) 『漢書』卷六八霍光傳、同卷九三佞幸傳・董賢傳、同卷

八一孔光傳。

(70) 『續漢書』禮儀志下・諸侯王列侯始封貴人公主薨條にも
 同様の記述が見える。また、村元氏は、景帝紀末尾より、
 景帝期以降、諸侯王墓の墳丘造營に徴發する人員數が三百
 人までに制限されるようになったとする。ただし、それは
 あくまで皇帝陵と同規模の陵墓造營を禁じたものであって、

諸侯王の權威を奪うためのものではなかったとする(註

(9) 前掲村元著書一一五〜一一七頁、一二三頁)。

(71) 梁白泉「高郵天山一號漢墓發掘側記」(『文博通訊』第三

二期、一九八〇年)。

(72) 註(9) 前掲村元著書第三章。陵墓の規模が縮小するだ
 けでなく、内部の構造も王國ごとに規格化してヴァリエー
 ションが乏しくなり、さらに臣下が陪葬された事例も認め
 られなくなるとする。

(73) 劉勝は非常に多くの子を儲けたため、推恩の令によつて
 封侯された王子の數も多く、またその中で酎金律によつて
 國除に追い込まれた者の數も王國中最多である(註(2)
 前掲拙著第六章附論)。

(74) 舊趙地の領土變遷については、周振鶴『西漢政區地理』

(人民出版社、一九八七年)七六〜九七頁。

(75) M1・M2はほぼ同様の構造を採るが、M2の南北耳
 室・中室にはM1に見られない器物臺が多數確認されてい
 る(報告書二二〇〜二二四頁)。また、M1主室に配置さ
 れた棺槨は木製の一棺一椁であるのに對し(報告書三〇〜
 三三頁)、M2主室は石板で鋪裝された石室になっている
 上、豪華絢爛な鑲玉漆棺が配置されている(報告書二三四
 〜二四四頁)。

empire, the local legal systems of the regions—the Qing Code, Manchu law, and the Mongolian law—respectively held sway in the China proper, Manchuria, and Mongolia.

**THE ACTUAL STATE OF THE RULE IN KINGDOMS AS
SEEN FROM KINGS' TOMBS OF THE FORMER HAN :
A CASE STUDY OF THE HAN TOMBS AT MANCHENG DISTRICT
IN HEBEI AND LIU SHENG, KING JING OF
THE ZHONGSHAN KINGDOM**

TATEMI Satoshi

The Former Han dynasty appointed kings (*zhuhouwang* 諸侯王) in eastern China, and assigned them to rule over their kingdoms. There has been much research about this system, which has been called the commandery-kingdom system (*junguo zhi* 郡國制). But because of the lack of historical sources, the actual state of the relations established between the kings and influential residents of their kingdoms has not been clarified. In this paper, I examine this problem using the kings' tombs as a clue in solving this issue.

First, I organized basic information about kings' tombs. They have common points: most tombs contain clothes made of jewels (*yuyi* 玉衣) and yellow wooden walls (*huangchangticou* 黃腸題湊). But on the other hand, they also have differences: some are pit tombs, while other are cave tombs. The difference in shape may provide an important clue in clarifying the relation between the kings and influential residents.

Next, I made a case study, examining the particular qualities of the Han tombs at *Mancheng* found north of the Huang river. One was the tomb of Liu Sheng, King Jing of the Zhongshan kingdom (r. 154-112 BC). The tomb has two special characteristics: first, it is the only cave tomb north of the Huang river; second, it was built at a place far from the capital of the kingdom. I considered the background affecting these two points in comparison with other tombs: the Later Han tombs at Beizhuang and the Former Han tombs at Baoanshan. As a result, I reached the following conclusions. First, Liu Sheng received the support of emperor's maternal relatives, the Dou clan, in building his tomb. Second, the reason he received this support is that kingdoms were weakened by the policies of the

central government. Third, it may be that he had no choice but to build his tomb at a location far from the capital because he could not get the backing of local residents.

Based on the above, I emphasize that examining the kings' tombs is very effective in grasping how the relationships between kings, who came from elsewhere to rule residents in their kingdoms, and those residents were established.

THE CONTROVERSY OVER THE ANCESTRAL TEMPLE SYSTEM IN THE FORMER HAN DYNASTY AND THE “JIFA” 祭法 CHAPTER OF THE *Liji*

SUENAGA Takayasu

In this paper the author analyzes the ancestral temple system contained in the “Jifa” 祭法 chapter of the *Liji*, making clear that this system provided the framework of the controversy over the ancestral temple system during the Former Han dynasty, especially in the period of the reign of Emperor Yuan, and also makes a preliminary investigation of the formative period of the creation of the “Jifa.”

As is well known, there is a discrepancy in the interpretations of the *ertiao* 二祧 (two receptacles for the tablets of more remote ancestors) by Zheng Xuan 鄭玄 and Wang Su 王肅 in the description of the ancestral temple system in the “Jifa.” Both err in interpreting Zuxiaomiao 祖孝廟 in this chapter as the ancestral temple of the great ancestor. Only Wang Yinzhi 王引之 correctly interpreted Zuxiaomiao as the ancestral temple of the ancestor five generations earlier, and interpreted *ertiao* as two receptacles for the tablets of ancestors six and seven generations earlier. Based on Wang Yinzhi's interpretation, the basis for the ancestral temple system contained in the “Jifa” is the following two principles.

One, scrapping the ancestral temple of ancestors without the prescribed degree of consanguinity (the great ancestor included) and fixing the number of coexisting ancestral temples. Two, preserving the ancestral temple of the ancestors who rendered particularly distinguished services, and making them permanent temples called *zu* 祖, *zong* 宗 and the like.

According to these two principles in this system, the number of coexisting ancestral temple of recent ancestors was set substantially at five.

The main issue in the controversy over the ancestral temple system in the